

全建事発第 038 号

令和 6 年 7 月 10 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省住宅局より、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について、周知依頼がありました。

「建築物省エネ法」、「建築物省エネ法施行令」、「建築物省エネ法施行規則」、「基準省令」等の改正に伴い、それらの運用について記載したものです。（別添_国交省通知文 参照）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 _国交省通知文

別紙 1 _軽微な変更該当する項目

別紙 2 _気候風土適応住宅チェックリスト

参考資料 1 _計算結果における適判用の印字のイメージ

参考資料 2 _軽微変更各ルート一覧表（モデル建物法合理化対応版）

以 上

担当:事業部 本多

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp